

湯沢市内の事業者の皆さまへ エネルギー価格高騰対策緊急支援金のお知らせ

エネルギー価格高騰の影響を受ける市内事業者の皆様には支援金を給付し、事業の継続を支援します。

申請期限

令和5年2月28日（火）まで

対象事業者

- ① 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所又は住所もしくは主たる事務所を有するもの。
- ② 令和4年12月31日現在で事業を営んでいること。
- ③ 申請日以降1年以上事業継続の意思を有すること。
- ④ 市税の滞納がないこと。

対象経費

令和3年分（個人）または直近（法人）の確定申告の光熱水費及び燃料費

※令和3年分確定申告書または直近の法人税確定申告書に記載された光熱水費及び燃料費相当額

※事業開始後、初回確定申告時期が未到来の場合は、令和4年中に支払った光熱費・燃料費相当額

給付金額

対象経費の10%以内（千円未満切り捨て）上限額：50万円

※事業開始後、初回確定申告時期が未到来の場合は、令和4年中に支払った光熱費・燃料費の見込差額

申請書類

個人事業者	法人
<ol style="list-style-type: none">① 令和3年分確定申告書第1表、第2表の写し又は令和4年度市・県民税申告書の写し② 青色申告決算書又は収支内訳書の写し	<ol style="list-style-type: none">① 直近の法人税確定申告書及び事業概況説明書の写し② 決算報告書の損益計算書又は収支計算書の写し
※申告書等の書類は、收受日付印の付いたもの（電子申告の場合はこれらに相当するもの）を添付してください。	
<ol style="list-style-type: none">③ 申請書兼請求書④ 振込先の通帳等の写し	
※事業開始後、初回確定申告時期が未到来の場合は、開業届（法人設立届出書）及び令和4年中に支払った光熱費・燃料費の領収書等	
※燃料費をそれ以外の経費科目で計上している場合は、燃料費相当額を含む内訳明細	

申請方法

- ・ 郵送の場合
〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市役所産業振興部商工課 宛
- ・ 持参の場合
湯沢市産業振興部商工課窓口まで持参ください。



←詳しくは
湯沢市HPを
確認ください

お問い合わせ先

産業振興部商工課 TEL 55-8186 又は TEL 73-2135